

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)

職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を、公共職業安定所または職業紹介事業者等の紹介により、試行的に雇用する事業主に対して賃金の一部が助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 職業経験、技能、知識等から安定した職業に就くことが困難な求職者を、公共職業安定所または職業紹介事業者等の紹介により採用すること（※1）
2. 1. の求職者は次のいずれかに該当すること
 - ① 紹介日前2年以内に、2回以上離職または転職を繰り返している者
 - ② 紹介日前において離職している期間が1年を超えている者
 - ③ 妊娠、出産または育児を理由として離職したものであって、紹介日前において安定した職業についていない期間が1年を超えている者
 - ④ 紹介日において、ニートやフリーター等で55歳未満である者
 - ⑤ その他の就職援助を行うに当たって特別の配慮を要する者（※2）
3. 1. の求職者を1週間の所定労働時間が30時間（日雇労働者、住居喪失不安定就労者、ホームレスは20時間）を下回らない条件で、原則3カ月のトライアル雇用（※3）をすること

※1：期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同等であること

※2：母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者、季節・日雇労働者、ホームレス、生活困窮者等

※3：求職者の業務適性等を見極め、事業主と求職者の相互理解を促進するために、一定期間試行的に雇用することをいいます

受給内容

1人当たり月額最大**4万円**（最長3カ月）

※母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、月額最大5万円（最長3カ月）

取り扱い機関

労働局、公共職業安定所